

静岡県こどもの居場所物価高騰対策支援金申請要領

こどもの居場所の運営に必要な物品の価格高騰に伴うこどもの居場所の負担軽減のため、継続して運営しているこどもの居場所に対して、支援金を交付します。

1 対象となる者

静岡県内でこどもの居場所を運営し、静岡県の「こどもの居場所一覧」に登録されている者であって、運営するこどもの居場所について、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間で計6回以上の開催実績がある個人又は団体（法人又は任意団体）。

ただし、申請時点で廃止しているこどもの居場所や、地方公共団体や社会福祉協議会が運営するこどもの居場所、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しているこどもの居場所は対象外とします。

【本支援金における「こどもの居場所」の定義】

無料又は低額な料金で地域のこどもを対象に行う活動であって、こども食堂における食事の提供、学習支援、遊び場の提供やその他こども同士または地域住民との交流を行う場の提供等によりこどもが安心して自分らしく過ごすことができる地域の居場所をいいます。なお、「こども」とは、おおむね18歳未満の者をいいます。

2 支援金の交付額

条件を満たすこどもの居場所1か所につき定額で交付します。詳細は以下の表のとおりです。

開催回数（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）	交付額
合計6回以上	2万5千円

3 応募方法

(1) 申請期限

令和8年6月15日（月） ※当日消印有効

※予算に限りがあるため、申請状況により申請期限前に締め切る場合があります。

(2) 申請方法

次の提出書類を、下記の宛先まで郵送により、提出してください。

提出先：〒420-0851

静岡県静岡市葵区黒金町3 シャンソンビル黒金町6F
静岡県こどもの居場所物価高騰対策支援金事務局

【提出書類（各1部）】

- ア 交付申請書(請求書) (静岡県こどもの居場所物価高騰対策支援金交付要綱 様式第1号)
- イ 誓約書(別紙を含む) (" " 様式第2号)
- ウ 振込先金融機関の口座確認書類 (通帳表面のコピーなど)

◎交付要綱、申請様式等は、県子ども家庭課ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/kodomokosodate/1040717/1081560.html>

◎必要に応じて、参考書類の追加提出を求める場合があります。

4 交付の決定

県は、提出書類を受理後、交付対象の要件等の審査を行い、交付すべきと認めるときは、交付決定(確定)通知書を通知します。

なお、交付すべきでないと認められたときは、不交付決定通知書を通知します。

5 留意事項

(1) 提出された申請書類等は返却しないため、ご承知おきください。

【申請書類の提出先及び問い合わせ先】

〒420-0851

静岡県静岡市葵区黒金町3 シャンソンビル黒金町6F

静岡県こどもの居場所物価高騰対策支援金事務局

電話番号: 050-3629-6003

E-mail : shizuokar8cp@ingjp.com